

生涯教育に関する Q & A (会員向け)

※この Q & A は、平成 26 年 5 月に運営用として作成されたものの中から、会員のみなさまに必要と思われる事項を抜粋・一部改変しています。

【生涯教育制度について】

Q 1 生涯教育研修会になって何が変わったのか。

A 1 基本的な考え方が、大きく変わりました。今まで行ってきた生涯学習から、生涯職能開発 (CPD : continuous professional development) の考え方を取り入れ、到達目標 (コンピテンシー) を決め継続した自己研鑽を評価することで、キャリアを支援できる制度へ変わりました。自己評価を行い、自分に必要なスキルの研修を受講することとなります。また、生涯学習記録票は廃止し、自己研鑽 (OJT) の記録としてキャリアノートを作成することとしました。また、栄養ケアプロセス (栄養診断)、職業倫理、「栄養の指導」といった新しい考え方が加わりました。

Q 2 これまでの生涯学習とは何か違うのか。

A 2 これまで (平成 25 年度以前) 実施してきた生涯学習は、その場で学習する座学中心でした。これからは自らが積極的に取り組み、専門性を維持向上する為の研修で、「生涯専門性を維持するために必要な、継続した専門能力開発」です。所定の研修を受講し、PDCA サイクルによる自己研鑽の記録 (キャリアシート)、学会発表、レポート・実践活動実績等の条件を満たし、認定試験に合格すると分野別の認定を行います。これにより質の担保を図ります。常に新しい知識・技術を修得して、スキルの向上を図る努力をすることは専門職の要件ですが、これを証明する制度です。したがって 5 年毎の更新が必要です。この制度によって認定された管理栄養士・栄養士が、多職種や国民に認められるには、会員一人一人が認定にふさわしい力をつける必要があり、その達成のために基本研修と各分野の実務研修に分け、各々に研修項目を設けました。

Q 3 生涯教育の目的は何か。

A 3 最新の知識・技術を修得し、管理栄養士・栄養士としての資質の維持・向上を図り、専門性をさらに高めるために生涯教育制度を構築しました。おおきく、基幹教育と拡充教育にわけ、基幹教育は、初心者から中堅実務者までを対象とした義務教育的アプローチで、管理栄養士・栄養士のミニマムスタンダードを身に付けるための「卒後教育」として位置づけています。管理栄養士・栄養士として、種々の栄養専門領域において、最低必要とされる知識・技術を修得し熟練した中堅実務者、すなわち「対象者の状況にかかわらず『栄養の指導』ができる人材」の養成を目指します。

Q 4 管理栄養士・栄養士は、どのような知識と技術が必要で、どのような社会的役割を果たすものかの将来像を示してほしい。

A 4 各職域のコンピテンシー (到達目標) を検討して、提示しています。これをもとに、講義や実習内容を研修に取り入れています。各職域、管理栄養士・栄養士に共通して必要な最低限の知識・技術をミニマムスタンダードとして基本研修としています。基本研修の整備により、管理

栄養士・栄養士の業務の標準化を図ることになります。さらに、各職域に特化した知識や技術を実務研修として、職域ごとに整理しました。これらの知識と技術を「知っている」から「できる」管理栄養士・栄養士になって、「栄養の指導」を通して国民の間に管理栄養士・栄養士は社会にとって有用な専門職であることの認知を一層高めていくことが大切です。

Q 5 高齢であり、専門職として先が短い、システムに加わずに、独自に研修を受けたいが参加できるか。

A 5 もちろん年齢制限はありません。参加は自由です。従来生涯学習で実施していましたが、修了証を発行して継続した研修を行っていることを証明する制度もあります。

Q 6 この制度は50歳以上の管理栄養士には魅力的ではありません。これは、若手世代（54歳以下）を想定した生涯学習システムとなるのか。

A 6 全ての管理栄養士・栄養士が、職業倫理や栄養ケアプロセスといった新しい考え方を修得し、キャリアを積んでいただきたいと考えています。また、平成28年度まで移行措置期間があります。今までの生涯学習単位が移行できるので、これまでの単位を整理されて新しい生涯教育の必須単位を取得し、「〇〇認定管理栄養士・〇〇認定栄養士」として活躍していただけることを期待しています。熟練したスキルをお持ちの方には、今までの経験を生かしリーダーとなっていただきたいと考えています。

Q 7 「認定管理栄養士・認定栄養士」は社会に認められる制度になるのか。

A 7 認められる制度にするには人材の育成が必務と考えます。認定管理栄養士、認定栄養士の活躍が社会に認められることで、それは可能となります。

養成施設卒業後5～7年間で、保健、医療、福祉、健康増進など各専門領域の業務が、対象者の状態にかかわらず単独で「栄養の指導」が行えるレベルを「認定管理栄養士・認定栄養士」として、質を担保しようと考えています。ちなみに、現在多くの専門職が、CPD（継続的職能開発）に基づいた類似の「認定制度」を創設していますが、認定にあたっては自身の研鑽が一番のポイントになっています。なお、日本栄養士会としては、この制度について、ホームページや日本栄養士会雑誌、多職種との会談等機会を通じてPRします。

Q 8 認定はどのようなメリットがあるか。

A 8 現在のところ、給料が上がるというようなメリットは聞いておりません。各自で、国民からの評価を受けられるよう、メリットをつくる努力をしてください。よく「研修しても、賃金などに反映されない」という声を聞きますが、それは逆です。自身のスキル・実績が上がらなければ賃金には反映されません。自身に投資してください。医療や福祉分野のみでなく、現在、あらゆる領域で管理栄養士・栄養士への期待は高まっています。そのような社会的背景を鑑み、日本栄養士会としての管理栄養士・栄養士の質の担保と考えています。これが、社会で活躍する管理栄養士・栄養士のステイタスとなることを願っています。

【キャリアノートについて】

Q9 日本栄養士会では、キャリアノートを印刷して配布しないのか。

A9 日本栄養士会でキャリアノートを印刷して配布する予定はありません。各都道府県栄養士会にて印刷し、販売していただくことは可能です。また、日本栄養士会のホームページからダウンロードできます。

【受講記録について】

Q10 各会員は自分の受講記録をどのように管理するのか。

A10 平成 26 年度 7 月以降（予定）、業務支援システムにおける研修管理プログラム（以下、システム）の稼働により、各自が自分の受講記録を確認できるようになります。それまでは、各自でメモを残す等、記録をとっておくよう呼びかけをお願いします。

Q11 研修会当日に会員証を忘れた会員の受講記録はどうなるのか。

A11 システム稼働後で、バーコードリーダーでの会員証の読み込みができない場合は、氏名を確認することで出席の登録は可能です。

【他団体等の研修会について】

Q12 他団体の研修は 5 単位が上限となっているが、1 年単位か、60 単位中か。
また、単位を認める他団体の規模に決まりはあるか。

A12 1 サイクル（60 単位）中、上限 5 単位（実務研修）です。ただし、臨床栄養分野は上限 10 単位です。他団体の規模に決まりはありません。研修内容によって、日本栄養士会や都道府県栄養士会で判断します。

Q13 都道府県栄養士会が開催する研修会は、年に何回開催してもいいか。

A13 可能です。

Q14 他団体の研修は、年間何単位まで評価できるか。また、各都道府県栄養士会で認めた他団体の主催の研修の振替認定の単位はどうなるか。今後、振替認定の基準はどのように考えるか。

A14 平成 25 年度までの生涯学習で取得された振替認定単位（都道府県栄養士会が認めた研修）は、できるだけ読み替えます。生涯教育での振替認定は、他団体、例えば医師会や薬剤師会などが主催した研修について、各都道府県栄養士会（あるいは日本栄養士会）が事前に講義内容を確

認して、基幹教育のいずれかの研修項目に相当すると判断された時は単位を認定します。単位を認定する研修の実施回数に制限はありません。ただし、個人の振替を認める単位数は、60 単位のうち5単位（臨床栄養10単位）までです。

【自己研鑽について】

Q15 キャリアノート内に記載してある、学会とはどんな学会をさしているのか。

A15 当面は、学会という名称がついているものすべて（地方会など）を考えています。※ただし、医療事業部の食事療法学会は研修会の扱いです。

Q16 研究実績について、業務内でのデータを集める際には倫理審査はどうしたらよいか。

A16 学術学会を利用させていただき、各病院や大学にも倫理委員会はありますので、身近なところで、協力者がいるところを利用させていただきたいと思います。論文化のため、人を介した研究には、必ず倫理審査を通してください。

Q17 自己研鑽による単位については、平成26年度から28年度までの移行期間中の3年間に取得したものか、あるいは過去5年間に取得したものか。

A17 自己研鑽による単位は、過去5年間です。ただし、移行期間中の場合は、別に定めており、平成21年度以降（岩手県栄、宮城県栄、福島県栄は、平成20年度以降）の単位を認めます（キャリアノート10～11P参照）。キャリアシート（年間5シート）は平成26年度以降の記録とします。

Q18 事例報告書は具体的な様式があるのか。受験要件として何例書けばよいのか。

A18 現在検討中です。

【基本研修について】

Q19 講師の了解を得て、講義内容を動画撮影したものをDVDとして作成し、地方での研修会に使用すれば、効率的かつ経済的であるが、そのDVDを有償配付してもよいか。

A19 動画での撮影には種々の制約がありますが、各都道府県の地域事情を考慮して、今後検討します。

【実務研修について】

Q20 基幹教育 60 単位の中、実務研修は 30 単位だが、臨床分野から地域栄養に移動した場合はやはり 40 単位必要か。

A20 どの分野で認定を申請するかによって、実務研修の単位の修得数が変わります。また、職域が変わった場合、管理栄養士・栄養士としての実務経験 5 年間の中に、認定を希望されている領域での実務経験が 3 年以上あることを原則として考えています。これを踏まえ、認定を受ける領域を考えてください。この場合必要単位は、臨床は 40 単位、それ以外の分野は 30 単位になります。更新時に、認定を希望する領域の更新に必要な研修の単位を取得して申請してください。

Q21 実務研修は、どの職域の方が、どの分野を受講してもよいのか。(各職域の方は、各職域の実務研修を受講するのか。)

A21 実務研修では、受けなくてはならない科目はないので、自分に必要だと考えられる科目を選択して、自由に受講していただけます。どの職域の方でも、どの分野の研修でも受講は可能です。単位は、どれを受けても、講義 90 分 1 単位、演習 180 分 1 単位となります。ただし、認定管理栄養士・栄養士の認定審査の申請には、認定分野の実務研修の必要単位数 (30 単位 (臨床分野は 40 単位) 以上) を取得する必要があります。

Q22 実務研修項目や到達目標には、研究教育の分野がないが、各自選択は可能か。

A22 研究教育の分野に所属している会員は、各自に専門分野があるため、研究教育として分野を設定しておらず、各自選択していただくこととしています。ただし、現在、到達目標については検討中です。

Q23 ある項目の講義を多く受けた場合 (7 単位や 8 単位)、そのすべてを認めていいのか。また、受講していない項目や、少ない項目など偏っていても、合計が 30 単位以上であればいいのか。

A23 偏っていても、合計 30 単位以上 (臨床栄養は、合計 40 単位以上) で要件を満たします。

【単位の振替について】

Q24 今までの受講した講義を、基本研修ならびに実務研修のどの研修項目に当てはまるかを考えた場合、どこにも当てはまらない単位は認められないのか。

A24 基本研修の必須以外の単位として認められます。

Q25 平成 19 年度のホワイトの修了証を持っていて、延長届により生涯学習を継続している。認定試験資格について、平成 21 年度以降のホワイトをもっていないが、該当しないのか。

A25 資格については、該当しません。平成 21 年度以降の単位は認定できますので、必須 20 単位を受講し、合計 60 単位（医療合計 70 単位）になると認定試験を受ける事ができますが、研修単位取得以外の要件を満たすことが必要です。

Q26 生涯学習におけるホワイトの修了証明書がある場合、来年度以降の修了証明書はブロンズでよいのか。

A26 認定管理栄養士・認定栄養士を希望されないで修了証明所をとりたい方は、引き続き 60 単位取得して申請すると、ブロンズが取得できます。ただし、平成 26 年度以降はじめて、修了証を申請する場合は、必ず必須 20 単位の取得が必要です。

Q27 生涯教育修了証の有効期限が切れた場合、またホワイトからスタートか。

A27 修了証の有効期限がきれると、修了証は失効しますが、再度 1 サイクル(60 単位)を修了した場合、次のサイクルの修了証発行となります。

Q28 生涯学習単位を取得している会員において、都道府県栄養士会で振替合致の確認審査をするのか。またその場合、生涯学習記録票の写しの提出が必要となるのか。

A28 自己申請をしていただきます。都道府県栄養士会では、振替単位の数の確認をお願いしたいと考えています。生涯学習記録票の写しの提出は必要です。

Q29 基幹教育を受講し始める場合に、まず振替を行い、取得済みの科目を確定した上で、未取得の科目をリストアップして、受講を開始することとなるため、都道府県栄養士会主催の大会の講演内容等の公開が必要となるのか。

A29 できれば、早めにご呈示いただくと会員の方は助かると思います。年間研修計画や基幹教育全単位が取得できる研修計画があると、会員は計画的に受講することができると思われます。また、日本栄養士会のホームページでは、都道府県栄養士会の研修計画が一覧で見ることができるよう調整中です。

Q30 単位の振替はどのように行うのか。

A30 平成 25 年度までに取得した単位は、基本研修の必須以外の単位へ振替可能です。例えば、平成 25 年度までに 45 単位を持っている方は、平成 26 年度以降も 45 単位となります。ただし、基本研修の必須項目 20 単位については、新たに取得していただく必要があります。

【認定申請の手続きについて】

Q31 これまで修得した「生涯学習」の研修実績（単位）はどうなるのか。1年目の者から5年目の者、あるいはそれ以上の者もいる。単位の移行方法を明確にしてほしい。また、過去の単位はどこまで遡って認定してもらえるのか。

A31 可能な限りの移行を考えています。移行期間中（平成28年度の認定試験まで）は、平成21年度以降（震災県は平成20年度）の生涯学習単位が振替できます。それ以後は、過去5年間分の単位について認定します。

Q32 認定試験を受ける際の手続きについて、どのような項目で何単位とったか申請様式に記載する欄がないが、どのように申請するのか。

A32 システム稼働後は、受講記録を各都道府県栄養士会で確認することができます。また、各自でも自分の単位の記録を確認できるようになりますので、それをコピーして添付していただきます。なお、平成25年度以前の単位を振替した方も、生涯学習記録票は、過去に受講した単位の証明として保管していただくようお願いします。

Q33 地域活動では、毎日同じ場所で栄養指導をしているわけではない。場所もかわるし、対象や指導内容も異なる。実務経験の証明ができない場合はどうなるのか。

A33 地域活動の方で、特定の施設での証明が難しい場合は、ご自身で実務の状況を整理して、都道府県栄養士会へ認定申請してください。認定申請については、各県栄養士会へ一任いたします。地域活動事業部の会員は、できるだけ都道府県栄養ケア・ステーションに登録し、活動を行っていただきたい。この場合、都道府県栄養ケア・ステーション（栄養ケアセンター）が実務経験の証明をできると考えています。

【特定分野認定制度について】

Q34 特定分野認定制度については、どのような対応となるか。

A34 特定分野認定制度で、平成25年度までに認定を取得している人の更新要件については、2回目の更新時から、新しい生涯学習制度を適用する方向で調整しています。ただし、認定の目的や仕組みが異なるため、対応策を検討している分野もあります。決定しだい周知します。